

別表（控除期間及び控除額の計算方法）

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算 (控除限度額)	
平成 23 年 1 月 1 日から 平成 23 年 12 月 31 日まで	10 年	1～10 年目 年末残高等×1% (40 万円)	
平成 24 年 1 月 1 日から 平成 24 年 12 月 31 日まで	10 年	1～10 年目 年末残高等×1% (30 万円)	
平成 25 年 1 月 1 日から 平成 25 年 12 月 31 日まで	10 年	1～10 年目 年末残高等×1% (20 万円)	
平成 26 年 1 月 1 日から 令和元年 9 月 30 日まで	10 年	1～10 年目 年末残高等×1% (40 万円)	(注) 住宅の取得等が特定取得以外の場合は 20 万円
令和元年 10 月 1 日から 令和 2 年 12 月 31 日まで	13 年	【住宅の取得などが特別特定取得に該当する場合】 1～10 年目 年末残高等×1% (40 万円) 11～13 年目 次のいずれか少ない額が控除限度額 1 年末残高等[上限 4,000 万円]×1% 2 (住宅取得等対価の額－消費税額) [上限 4,000 万円]×2%÷3	(注) 「住宅取得等対価の額」は、補助金及び住宅取得等資金の贈与の額を控除しないこととした金額をいいます。
	10 年	【上記以外の場合】 1～10 年目 年末残高等×1% (40 万円)	注) 住宅の取得等が特定取得 (※1) 以外の場合は 20 万円
令和 3 年 1 月 1 日から 令和 3 年 12 月 31 日まで	10 年	1～10 年目 年末残高等×1% (40 万円)	(注) 住宅の取得等が特定取得以外の場合は 20 万円
令和 4 年 1 月 1 日から 令和 5 年 12 月 31 日まで	13 年	【新築住宅の場合】 1～13 年目 年末残高等×0.7%	<控除限度額> 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅 (35 万円) ZEH 水準省エネ住宅 (31.5 万円) 省エネ基準適合住宅 (28 万円) その他の住宅 (21 万円)
	10 年	【既存住宅の場合】 1～10 年目 年末残高等×0.7%	<控除限度額> 認定住宅等 (※2) (21 万円) その他の住宅 (14 万円)

居住の用に供した年	控除期間	各年の控除額の計算 (控除限度額)	
令和6年1月1日から 令和7年12月31日まで	13年	【認定住宅等（※2）の新築住宅の場合】 1～13年目 年末残高等×0.7%	<控除限度額> 認定長期優良住宅、認定低炭素住宅（31.5万円） ZEH水準省エネ住宅（24.5万円） 省エネ基準適合住宅（21万円）
	10年	(1)上記以外の新築住宅（令和5年までに新築の建築確認済である場合） (2)既存住宅 1～10年目 年末残高等×0.7%	<控除限度額> 認定住宅等※既存住宅（21万円） その他の住宅（14万円）

※1「特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。以下同じです。）が8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいい、「特別特定取得」とは、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が10%の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。

※2「認定住宅等」とは、認定長期優良住宅、認定低炭素住宅、ZEH水準省エネ住宅、省エネ基準適合住宅を指します。